

## 高森八四郎委員の横顔と学説

関西大学 大学院 野口大作

### はじめに

高森八四郎先生がこの度公認会計士第2次試験試験委員に任命されたことを、心からお祝い申し上げます。またこれを機に、高森民法学のこれまでの諸業績が、より多くの人々に触れられるであろうことを思い、親しく御指導頂いている弟子の一人として、真に喜ばしい限りである。先生の優れた才能と、たゆまぬ努力の結晶たる諸業績を簡単に要約することは至難の業であるが、非才をかえりみず、能力の許す範囲でプロフィールとともに紹介させていただきたい。

### プロフィール

高森先生は、昭和17年北海道勇払郡厚真町に出生。地元の高校を卒業後、昭和37年、名古屋市の名城大学法学部に入學され、ついで昭和41年、名古屋大学大学院法学研究科私法学専攻修士課程に入學、さらに同大学院博士課程に進まれ、単位取得されて、昭和46年同大学院博士課程を修了された。名城大学時代は、故土生滋穂先生、本城武雄先生の指導を受けられ、名古屋大学大学院では、有名な三宅正男先生や、当時気鋭の若手助教授であられた森嶋昭夫先生に薫陶を受けられた。特に三宅先生は指導教授であられ、高森先生の研究テーマである錯誤論は、三宅先生からテーマとして頂いたものとのことである。同年名古屋大学法学部助手、翌昭和47年関西大学法学部専任講師、昭和50年関西大学法学部助教授、昭和57年関西大学法学部教授になられ、現在は関西大学大学院博士

課程後期課程教授である。

先生の人となり伝えるものに、関西大学教育後援会の編集による小冊子「先生の横顔」があり、転載させていただきたい。『昭和47年に本学専任講師に着任、57年に教授に昇進された。これまで学生部長・教学部長（現副学長）・就職部長などの要職を歴任された。年来の研究テーマは「意思表示理論」であるが、その業績は私法学会から高い評価を受けている。特に最近では、本学から法学博士の学位を授与された「法律行為論の研究」、  
「示談と損害賠償」（関大出版部）、「民法講義1総則」（法律文化社）、「表見代理理論の再構成」（法律文化社、共著者高森哉子）等の大著を次々と出版されており目を見張るばかりである。なお、前記共著者は本学出身のご夫人である』。

高森先生は研究活動のほか、学外では、大阪府内の各市の職員研修所で教鞭をとり、好評を博しておられるとともに、ある市では25年間も市民法律相談担当の嘱託講師を勤められている。また、過去2年間、日本私法学会理事として活躍され、平成14年10月には、大阪簡易裁判所の民事調停委員にも任命された。先生の講義は音吐朗々、まさに迫力に満ちた、高水準のもので、大学院へ進学後、関西大学法学部や非常勤での同志社大学法学部での先生の講義を再三受講して理解できるようになって、改めて感銘を受けている次第である。

総じて、教え子から見た先生は、厳しい先生というよりもやさしい先生という方が当たっているように思う。しかし、民法学上の議論は優れて論理的で妥協をしない。他面でバランスのとれた利

益衡量をも行い、具体的に妥当な結論を導く場合が多いように思う。

## 高森先生の学説

先生の学説を専門的な指導を受けてまだ日の浅い筆者が正確に記述するのは荷が重いので、できるだけ先生の著書から、先生自らがまとめておられるものを引用しつつ紹介したいと思う。先生の代表作は何と言っても「法律行為論の研究」であり、本書は、意思表示と法律行為、代理と法律行為、及び法律行為の無効・取消・解除の場合の法律効果論を扱うものである。法律行為論の多面的考察に特色があるといえるが、とはいえやはり錯誤論が中心であり、先生によれば、判例の動機錯誤理論は、「動機を意思表示の内容に加える意思を明示・黙示に相手方に表示したこと」と「動機錯誤の主観的・客観的重要性」の二要素が動機錯誤を例外的ではあれ顧慮するための要件としているといえる。しかし通説はこの判例理論を理解して次のように定式化した。すなわち、「動機となった事情が相手方に表示されるならば、意思表示の内容となり、当該動機の誤りが重要なものであれば、民法95条の要素の錯誤となる」、というのである。判例理論と通説の理論は一見酷似するが内容的にはかなり異なる。判例は「重要なものとしての動機の意思表示の内容への明示・黙示」をいうのに対して、通説は、「単なる動機の表示」が「意思表示の内容になること」を原理的に承認しているからである。「重要なものとしての動機の明示・黙示」は具体的な事案に接するならば限りなく条件（不明確な場合）または前提（両当事者が確定的と考えていた場合）に接近するのに対して、通説のいう「動機の表示は意思表示の内容になる」ということは、たとえ動機の誤りが客観的には重要であっても、相手方がそれを受容したのでない限り、依然として効果意思の前段階たる動機にとどまり、合意の対象にまで高められたとはいえないからである。先生の分析によれば、「判例は動機錯誤事例の具体的な事案の処理にあたり、動機が重要なものとして相手方に表示され、相手方もこれを受容したと認められる場合、例えば、条件・前提・保証・特約など動機となった事情が「合意」の対象にまで高められたとみること

ができる場合にのみ法的保護を与えてきたのではないかと解することができるのである」とある。

さらに代理理論についていえば、「表見代理理論の再構成」は弟子の我々にとっても刺激的な著書で、多くの新しい発見がある。民法110条の「正当理由」を通説・判例は単に相手方の善意・無過失とするが、先生はそのような解釈を否定し、「正当の理由」は起草者の見解を反映させて定式化すべきであるとする。そしてその具体内容を「相手方がこれまで代理人を通して本人と同種（同量）の取引をしてきたが、いずれもこれらの取引は本人によって承認され、つつがなく履行されてきた、あるいはこれに準じるような客観的事実すなわち本人の認容的言動のあること」と定めておられる。

## 高森先生の最近の著作について

以上高森先生の学説を代表的作品の一節を引用する形で紹介してきた。それからわかるように、先生の学説は、伝統的な古典的理論に立脚された重厚なものである。しかし決して難解ではない。じっくり読めば、実に味わい深い。通説を批判するときも明確であり、自説の展開も独断的ではないと筆者は思う。受験生は先生の著書で整理された通説・判例を理解するよう努めたらよいと思う。「論述は常に法理的根拠を明らかにしてそれに基礎づけて展開するよう心がけよ」とは、先生がよく言われることである。論理の一貫性と具体的妥当性は、我妻栄先生から三宅正男先生を紹介し、高森八四郎先生のいつも口にされる言葉である。最近、先生は「物権法講義〔用益物権〕」「表見代理判例の総合的研究」「消費者契約法と代理理論」などの著作を手がけられている由である。一日でも早く完成されるよう祈っている。

以上、先生の紹介をさせていただいたが、筆者の非力さから決して先生のすべてを紹介しきれたとは思われない。読者の多くはパソコンをお持ちだと思うので、高森先生のホームページをぜひ一度訪れてみられることをお勧めする。（<http://ipcku.kansai-u.ac.jp/~takamori/home.htm>）最後に先生のご健勝とこれからのご活躍を祈念するとともに、読者の高森先生の学説に対するご理解を深められますようお願い申し上げます。